様式第5号(第6条関係)

第　　　　　号

年　　月　　日

様

土佐清水市長

　空家等の適正管理に関する助言・指導書

　空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「法」といいます。)第3条の規定により空家等の所有者等は，周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう，空家等の適切な管理に努めるものとされています。

　あなたが所有(管理)する次の空家等について，法第2条第2項の定める「特定空家等」に該当するため，法第14条第1項の規定により下記のとおり適切な管理に必要な措置について助言・指導します。

記

1　対象となる特定空家等

　　所在地

　　所有者(管理者)の住所及び氏名

2　助言・指導に係る措置の内容

3　助言・指導に至った事由

4　助言・指導に関する連絡問合せ先

5　その他

　(1)助言・指導に係る措置を実施した場合は，遅滞なく上記4の連絡先へ報告すること。

　(2)助言・指導を行なったにも関わらず，特定空家等の状態が改善されないと認められる場合は，勧告を行う可能性があります。

　(3)勧告を実施した場合，地方税法に基づき，当該特定空家等にかかる敷地について，固定資産税等のいわゆる住宅用地特例の対象から除外される場合があります。